

議案第七号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項の表第六号中「高度な」を「特に高度な」に改め、同表中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次のように加える。

七	副主任学校栄養士	上司の命を受けて学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。
---	----------	------------------------------------

第二十条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

第三十条第四項中「（結核性疾患による場合にあつては教育長）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

県立高等学校において学校給食の栄養に関する特に高度な専門的事項をつかさどる職務を行わせるため学校栄養職員
の職及び職務について所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

県立高等学校において学校給食の栄養に関する特に高度な専門的事項をつかさどる職務を行わせるため学校栄養職員の職及び職務について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 学校栄養職員の職に、新たに「副主任学校栄養士」を加えるとともに、職務内容を改めることとする。（第20条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行することとする。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新

4	第一項の事務長及び前項の表の第一号から第五号までに掲げる	十	九	八	七	六	(略)	番号	上欄	下欄
		略	略	略	副主任学校栄養士	主任学校栄養士		上司の命を受けて学校給食の栄養に関する特に高度な専門的事項をつかさどる。	略	略

(事務長等)
第二十条 略

2 略

3 学校に第一項に規定する職のほか、必要に応じて次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

旧

4	第一項の事務長及び前項の表の第一号から第五号までに掲げる	九	八	七	六	(略)	番号	上欄	下欄
		略	略	略	主任学校栄養士		上司の命を受けて学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。	略	略

(事務長等)
第二十条 略

2 略

3 学校に第一項に規定する職のほか、必要に応じて次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職は事務職員を、第六号から第十号までに掲げる職はその他職員をもつて充てる。

(休暇の手続)

第三十条 略

2・3 略

4 職員が病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ病気休暇請求書を校長に提出

して、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後に

おいて速やかに届け出なければならない。

5
5
8 略

職は事務職員を、第六号から第九号までに掲げる職はその他職員をもつて充てる。

(休暇の手続)

第三十条 略

2・3 略

4 職員が病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ病気休暇請求書を校長(結核性患者による場合にあつては教育長)に提出

して、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、事後に

おいて速やかに届け出なければならない。

5
5
8 略